

- 令和4年12月に国において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、ガイドライン）が策定されました。
- ガイドラインでは、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することをめざし、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が示されています。
- 本リーフレットでは、ガイドラインの概要や令和4年度の本県の取組について御紹介します。

## ガイドラインの概要

「Ⅰ」は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用とする。

「Ⅱ～Ⅳ」は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい

### Ⅰ 学校部活動

- 業務改善や勤務管理、部活動指導員等を確保
- 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- 週当たり2日以上（平日1日、週末1日）の休養日等の設定
- 強制加入させることがないようにする
- 関係団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備 等

### Ⅱ 新たな地域クラブ活動

- 関係者からなる協議会などの体制の整備及び教育委員会は兼職兼業の整理等
- 複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- 困窮家庭への支援 等

### Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

- まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ①市町が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など段階的な体制整備を推進 ※①②が困難な場合は、合同部活動の導入や部活動指導員等により機会を確保
- 令和5年度～令和7年度末までの3年間を改革推進期間として重点的に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現をめざす。
- 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

### Ⅳ 大会等の在り方の見直し

- 大会参加資格を地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し  
※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認し、その参加資格の拡大を着実に実施
- できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保

## 県の取組(令和4年度)

### 実践研究

スポーツ庁「地域運動部活動推進事業」及び文化庁「地域部活動推進事業」を活用し、諸課題に総合的に取り組むために、拠点校において実践研究を実施するとともに、研究成果を普及・発信

- 実践研究拠点校（運営主体）  
防府市立牟礼中学校（防府市教育委員会）  
周南市立秋月中学校（周南市教育委員会）  
美祢市立美東中学校（美祢市教育委員会）



実践研究で明確になった課題を踏まえて、**市全体での**取組を推進

<具体的取組>

- ・アンケートによる実態把握
- ・関係者からなる協議会・検討会議において、方向性の検討 など

### やまぐち部活動改革推進協議会

本県の子どもたちが自らの興味・関心に応じてスポーツや文化芸術に親しめる機会確保に向けた地域における新たな環境整備等の検討

- 第1回：令和4年 6月24日
- 第2回：令和4年10月19日
- 第3回：令和5年 2月 8日

<協議会委員 構成団体>

都市教育長会・町教育長会・総合型地域スポーツクラブ山口連絡協議会・県体育協会・県PTA連合会・県中学校校長会・県中学校体育連盟・県中学校文化連盟・県吹奏楽連盟・県高等学校体育連盟・県高等学校野球連盟・県高等学校文化連盟 等



(第2回協議会の様子)

### 県・市町担当者情報交換会

部活動改革の円滑な推進に向け、県及び各市町相互の連携を図ることを目的に、教育委員会及び地域スポーツ・文化所管課の担当者が、各市町の部活動改革に係る取組等について、情報共有や意見交換を定期的に行っています。

#### 情報交換の内容

- 各市町の取組状況（協議会等の開催、アンケート実施による実態把握）
- 諸課題（指導者の確保、活動場所への移手段、関係機関との連携 等）について など

部活動改革に係る国及び県教委の情報は下記二次元コードから確認できます。

スポーツ庁



文化庁



県教育委員会



地域移行に係る説明スライド動画も掲載しています。